

## グリーン志向の消費行動に関するワーキングチームについて

### 1. 開催趣旨

公正かつ持続可能な社会の形成という課題が、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の採択も踏まえ、全世界的に、より一層重要な課題となる中、消費者には、自身の消費行動が今後の経済社会や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、持続可能な社会の形成に積極的に参画していくことが望まれている。「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）においては、脱炭素社会・循環経済の実現といった社会課題の解決に向けて推進すべき取組として、国民のライフスタイルの転換を促進することなどが盛り込まれている。

一方で、消費者において、気候変動などの地球環境問題を始めとする社会課題に対する関心は一定程度高まりが見られているものの、人や社会、環境に配慮した消費行動を実践しているという消費者はいまだ一部にとどまっている。

このような中、まずは環境分野に着目し、消費者が自身の消費生活において、グリーン志向の消費行動、つまり、環境に配慮された商品・サービスを理解し、意識的に選好するなどの行動を積極的に実践するよう促していくため、現状どのような課題が存在するのかについて分析を行い、消費者の行動変容を促していくための具体的な取組の方向性を明らかにすることを目的に、「グリーン志向の消費行動に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を開催し、議論を行う。

### 2. 主な検討事項

- （1）消費者による環境に配慮した消費行動の現状と課題の分析
- （2）グリーン志向の消費行動を促すための取組の方向性・具体的な方策 等

### 3. 委員等

- （1）ワーキングチームの委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- （2）ワーキングチームに座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

### 4. 事務局

ワーキングチームの庶務は、関係課室の協力を得て、消費者庁消費者教育推進課が処理する。